

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</p> <p>③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</p>
	政策の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限なし
	同上の期間中の達成目標	イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
	政策目標の達成状況	37研究開発法人については、H24実績で 寄附金額 法人：998（百万円）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第78条） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	研究開発法人によっては、寄附金収入が運営費交付金算定の際の控除対象になっているため、現状の、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	寄附金が運営費交付金からの控除対象外になれば、本要望措置による寄附金の増加を法人運営に有効に利用することができるようになる。
	要望の措置の妥当性	研究開発法人への寄附を行う法人に対するインセンティブ（法人税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等）として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入（寄附金受入）の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 （平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。）